**平成２８年（フ）第３００号**
金沢市長土塀３丁目６番１号　シティハウス金沢犀川603号
債務者　奥納　雅子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１５４号**
愛知県豊川市光陽町33番地　メイツ豊川302号
債務者　可部谷典子（旧姓椿田・杉浦）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由田　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２８年（フ）第１３２号**
愛知県豊橋市杉山町字知原12番地の1329、住民票上の住所愛知県田原市加治町稲場116番地５
債務者　井本　興一
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地令比等
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２８年（フ）第２２号**
山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3025番地２岡田アパート101、前住所山口市吉敷中東四丁目８番17号
債務者　白木　正治
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２８年（フ）第８５号**
山口県周南市東北山１丁目１番25号
債務者　田中　寿美
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原詠美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２８年（フ）第１５１５号**
愛知県瀬戸市原山台２丁目５番504号
債務者　三浦　康男
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井　洋佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１６３９号**
沖縄県糸満市字武富76番地の３、従前の住所名古屋市千種区仲田２丁目19番18号　マノアール仲田602号
債務者　ＹＵ　ＳＺＥ　ＴＩＮＧこと　游　思婷
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　靖人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第３０２号**
愛知県岡崎市若松東３丁目５番地１　市営若松荘２―408
債務者　吉倉　祥浩
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第２４６号**
函館市鍛治１丁目35番８号
債務者　花巻　由衣（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第３４６８号**
大阪市東淀川区豊新５丁目12番15号　17号
債務者　山田　和美
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３５００号**
大阪市西淀川区姫島４丁目１番５号
債務者　三小田　喬
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３６９３号**
大阪市浪速区大国３丁目９番15―806号
債務者　山口　千草（旧姓**德**藤）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３７９０号**
大阪府寝屋川市明徳２丁目13番27―301号
債務者　藤田　眞介
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３７９１号**
大阪府寝屋川市明徳２丁目13番27―301号
債務者　藤田みずき（旧姓鶴迫）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３８２０号**
大阪府吹田市豊津町50番Ｔ３―510号、前住所熊本県上益城郡益城町大字惣領1667番地11
債務者　赤星　　舞
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３８３４号**
大阪府大東市灰塚４丁目19番20号　レオパレスコンフォート103号
債務者　河野　和徳
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３９６８号**
大阪市西淀川区竹島３丁目４番27号　竹島プラザ310号室、前住所大阪市淀川区新北野３丁目16番34号　ローズコート　１Ｂ号
債務者　大家　勝也
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部